

宇部市地域包括支援センター運営協議会 資料

《質問・事務局回答一覧》

①第1号介護予防支援事業に係る公正・中立性評価基準の正当な理由について（議題1に対する質問）

複数の事業所を紹介するなど適切なケアマネジメントを通じた利用者の希望を勘案した結果、当該法人（事業所）に集中している場合、利用者が自ら希望したサービスであることの証明書の徴収を求めた事例はありますか。

<事務局回答> 高齢者総合支援課

ご指摘の「利用者の方から自らが希望したサービスであることの証明書の徴収を求めた事例」はありませんが、必要に応じてヒアリング等を実施し、状況把握に努めています。

②周知啓発活動について(議題3に対する質問)

高齢者虐待防止に関することについては「東部2」のみが実施されていますが、高齢者虐待は少ないと理解して良いのでしょうか。

<事務局回答> 高齢者総合支援課

高齢者虐待の通報件数は令和元年度43件、令和2年度44件とほぼ横ばい状態であり、虐待防止に向けて、周知啓発活動は重要であると認識しています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合研修等の実施が難しい状況にある中、地域包括支援センターの周知啓発活動についても、周知啓発活動が十分にできていない結果となりました。

今後はWEB開催も視野に入れ、各地域包括支援センターとともに、虐待防止の啓発活動に取り組んでいきます。

③コロナ禍のため、地域包括支援センターとの会合が出来ていない現状ですが相談ごとや高齢者の情報共有などの個別案件では、地域での関係は良好に取り組みが出来ていると思います。

地区民児協でも、困りごとがあれば「地域包括支援センター」に相談をするよう呼び掛けをしており、介護予防の観点からも「ふれあいサロン」の運営にも協力を頂いている関係からも地域の方に「地域包括支援センター」が身近な存在になっているようにも思います。

相談ごとについても、中部第二地域包括支援センターは市でも一足先に高齢者相談窓口から「福祉なんでも相談窓口」へと移行したことから様々な相談に対応して頂いております。

市の方針で様々な相談窓口が立ち上がっていますが、相談する側としては専門的な窓口も有り難いですが、まず聞いてもらえる安心から入られる方も多く「福祉なんでも相談窓口」のように地域で親しみのある窓口で相談し専門の方につなげてもらえれば良いのではと思われると思います。

相談員のスキルアップの勉強会を予定されているようですが、窓口開設についても土日祝日は休みではなく各地域の包括支援センターや各種相談窓口が当番制で開設されたり、時々夜間の開設も検討して頂きたいと願います。（議題1～3についての意見）

<事務局回答> 地域福祉・指導監査課、高齢者総合支援課

H30年4月から福祉なんでも相談窓口の設置を開始し、現在15か所の窓口を設置しています。日頃から各地域の属性を問わない総合相談窓口としてだけでなく、地域のネットワークの構築に尽力いただいています。

ご意見いただいたように地域包括支援センターの活動にあたり、「顔の見える関係、気軽に相談できる関係づくり」は相談する側の入り口として非常に重要で今後もそういった親しみのある窓口づくりに努めていきます。

ご提案の窓口の休日・夜間の開設については、現在、地域包括支援センターで24時間の電話対応をしていることから、この利用状況や休日における窓口需要を見極めながら、当番制などによる実施を検討していきたくと思います。

宇部市地域包括支援センター運営協議会 資料

《質問・事務局回答一覧》

①認知症地域支援推進などの新たな業務の負荷増大と業務を充実・拡大させるための財源について教えてください。（議題4についての質問）

②認知症地域支援推進員について専任ということでの表記がされているが、予算措置においても、業務を考慮した上でも兼任・兼務との考え方はないか。
（議題4についての意見）

③人員増員により多くの高齢者に支援ができるようになることと同時に支える側の（センター）働きやすさ、疲弊しないような体制になることを望みます。
（議題4についての意見）

<事務局回答> 高齢者総合支援課

・今後、後期高齢者人口は増加していく中でも、誰一人取り残すことのないよう、支援を必要とする高齢者に適切な支援をお届けするため、包括支援センターでの実施体制も適切に整えていく必要があると考えています。

・そのため、次期については、現在の3職種の配置（北部は2職種）に、追加で1名を配置することとし、その人件費や諸経費等について、委託料を1包括支援センターあたり、年間約600万円増額することを考えています。

④公正・中立性の評価について（議題5についての質問）

介護予防事業の委託率のみが対象にあげられているが、予防から介護になった利用者、包括に直接相談に来た要介護の利用者の居宅介護支援事業所への紹介率も公表及び評価してほしい。

基本的には、事業所のリストを渡し、事業所を選んでもらっているということだが、実際にはリストのみでケアマネを選べる人はほとんどおらず、包括にまかせたり使いたいデイサービスのある事業所を選んだりすることが多い。結果として1年間ほとんど包括からの利用者の紹介が無い事業所もあるのが現状である。同一法人が、2つの包括を運営することは止むを得ない事情であるのかもしれないが、その場合評価方法はもっと検討すべきだと思う。「正当な理由」についても、居宅の集中減算の内容と比較して、基準があいまいなのではないか。複数紹介して本人が希望するだけでは、現状、集中減算の正当な理由にはなりません。市の直轄の包括を一つくらいは残せないのでしょうか。

⑤議題4について・・・地域包括支援センターは、全て業務委託としているが、公平性の面からはやはり市、直轄センターがあったほうが良いと感じる。困難事例もしかり、市として考えていくような案件もある事から検討してほしい。

⑥議題5について・・・介護保険の集中減算の考え方に比べて甘すぎると感じる。どの程度の割合で紹介されているのか、年間で示すべきなのではと考える。

<事務局回答> 高齢者総合支援課

・居宅介護支援事業所の紹介率について、現状、報告を求めているため、各包括での把握をしていません。まずは、聞き取りによる現状把握を行い、必要性や効果的な手法等検討します。

包括支援センターには、介護予防事業はもとより、居宅介護支援事業所の紹介についても、利用者の希望や事情を考慮のうえ、偏りなく情報提供を行うよう指導をしています。

・公正・中立性の確保は、包括支援センター業務を委託化するときから、非常に重要な課題と認識しており、基準設定がない自治体も散見される中、本市では、委託を開始した平成24年度当初から基準を設定し運用してきました。

その後、県内の類似市を参考に見直しを行うなど、より適切な運用となるよう心掛けてきており、ご指摘の「正当な理由」の判断基準についても、今後、県内外を問わず情報収集に努めるなど、有効かつ的確な基準について研究してまいります。

・包括支援センターの委託は、最寄の相談機関の整備として段階的に実施し、平成29年度、市全域の委託を完了したところです。相談をはじめ多様な取組を行なう機関として、地域に定着し、一定の評価を得ていると認識しています。

今後、市としては、課題の集約や解決に向け、包括支援センターの支援や、連携を強化しながら困難事例の対処等の全市的な取り組みを進めます。

応募資格の見直し（株式会社の追加）の意見等の結果

可：11人 理由記載有1件

後期高齢者・認知症有病者の増加にともなって多くの高齢者の方々が、その人らしく穏やかに日々が過ごせる新しい地域づくりの充実につながるようになるならば見直して欲しいと思います。

不可：1人 理由記載有1件

現時点では不要ではないでしょうか？現状での不備があれば協議すればよいと思います。

【事務局所見】

・記載があった理由は、可、不可とも一件ずつで、いずれも「条件付き」や「協議の必要性」を問われており、本事案については、委員の皆様にご議論していただいた上で、方向性を確認させていただくことが適切と考えています。

1 株式会社の地域包括支援センター業務受託状況等

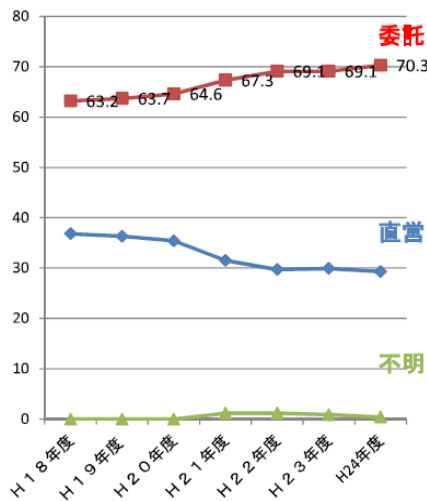
(1) 全国：2%

地域包括支援センターの設置状況

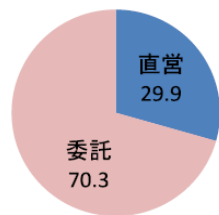
- 地域包括支援センターはすべての保険者に設置されており、全国に4,328カ所
- ブランチ・サブセンターを合わせると設置数は7,072カ所となる。
- 前年比で、センターは104カ所増え、ブランチ・サブセンターが205カ所減ったため、全体で104カ所減少
- 地域包括支援センターの設置主体は、直営が約3割、委託が約7割で、委託が増加している。

◎地域包括支援センターの設置数

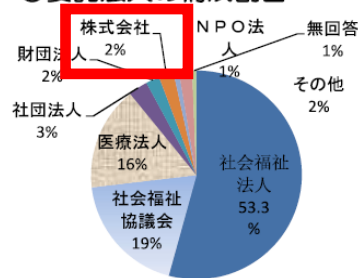
地域包括センター設置数	4,328カ所
ブランチ設置数	2,391カ所
サブセンター設置数	353カ所
センター・ブランチ・サブセンター合計	7,072カ所



◎委託割合 (%)



◎委託法人の構成割合



平成24年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書」(平成24年4月現在)

(2) 県内：なし

(3) 包括運協委員の意見：参入可11人：参入不可1人

2 法人の位置づけ

社会福祉法人・・・社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人と定義（社会福祉法）

医療法人・・・病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として医療法の規定に基づき設立される非営利法人

株式会社・・・営利を目的とした法人

3 株式会社参入のメリットとデメリット

参入あり	メリット	寡占防止維持の可能性向上
		新規参入の可能性向上
		新たな事業展開や人材の参入
	デメリット	営利追求について、包括事業の性格が反する。
		利用者等の理解が得られるか
		新規参入による引継ぎ等を含む一時的な事業の停滞や混乱（株に限らない）
維持現状	メリット	(現状を踏まえると) 安定的な運用の継続
	デメリット	(現状を踏まえると) 寡占防止の減退
		包括運協委員の意見と齟齬

4 市の考え方

営利追求について、包括事業の性格が反することから、慎重に判断する必要がある。

本市では、これを踏まえ、これまで株式会社の参入を認めていません。